平成２２年（フ）第１８５号
千葉県習志野市鷺沼４丁目７番17号　メゾン鷺沼202号
債務者　安宅乃理子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２０１号
千葉市中央区仁戸名町712番地２　市営住宅仁戸名町団地４棟506号
債務者　佐藤　孝子（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２０４号
千葉市若葉区加曽利町515番地
債務者　市原　元治
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１７号
千葉市稲毛区轟町１丁目６番17号
債務者　佐野真澄美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２２号
千葉市若葉区桜木２丁目23番９棟935号
債務者　小関　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４８号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番23棟503号
債務者　大鐘　晴雄
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７３号
千葉市若葉区高品町179番地
債務者　安藤　正和
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７８号
千葉県浦安市海楽１丁目９番23号　メゾン室町201
債務者　末吉佐代子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８１号
千葉県習志野市藤崎４丁目21番26号
債務者　伊藤　貴子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２７号
千葉県市川市大和田３丁目25番16号
債務者　長谷部美千代
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３３２号
千葉県八千代市八千代台北14丁目８番20号グランドール八千代台Ⅱ番館107号
債務者　田村眞知子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４０号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目６番１―510号
債務者　岡出まり子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７３号
千葉市中央区川戸町18番地
債務者　木村　光太
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
千葉県館山市北条57番地の７
債務者　押井　圭一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第７２号
石川県白山市森島町あ３番地32
債務者　森田美代子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
金沢市大豆田本町甲５番地
債務者　渡辺　宏朗
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３４号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉402―２、住民票上の住所岐阜県関市大平町２丁目20番地
債務者　美濃羽己佳
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３５号
岐阜県可児市川合870番地１　フラワーシティ202
債務者　川畑　勇三
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部